

国際税務

QI/FATCA/CRS/CARF 関連情報

令和 8 年度税制改正大綱：特定取引から除外される取引の追加について

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2026 年 1 月 13 日号

2025(R7)年 12 月 19 日、与党より令和 8 年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表された。本ニュースレターでは、大綱に掲げられた改正項目のうち、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する、特定取引の範囲からの履行保証金弁済信託契約の締結の除外についてご紹介する。なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、今後成立する関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

1. 特定取引から除外される取引の追加

(1) 令和 8 年度税制改正大綱について

大綱において、資金移動業者に関する内閣府令の改正を前提に、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における特定取引の範囲から、履行保証金弁済信託契約の締結を除外する旨が記された。

(2) 資金移動業者に関する内閣府令改正の影響

令和 7 年 6 月 6 日に成立した「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、資金移動業者の資産保全方法に、履行保証金弁済信託契約等の新たな方式¹が追加されたことから、契約の内容等を定めた資金移動業者に関する内閣府令の改正が予定されている。

現在の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」）において、信託契約のうち資金決済に関する法律四十五条第一項に規定される履行保証金信託契約は、特定取引から除外される取引と定められているが、上記内閣府令の改正を前提に、履行保証金弁済信託契約についても特定取引から除外される取引に追加されることとなる。

おわりに

今回の特定取引から除外される取引の追加は、資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化を実特法の特定取引の範囲に反映するものである。制度自体への影響は限定的と考えられるが、主に影響のある資金移動業者と信託銀行等の信託会社は今後想定される実特法の法令改正を注視いただきたい。

¹改正資金決済法第四十五条第三項～第五項に規定される、履行保証人債務引受け契約、履行保証人保証契約及び履行保証金弁済信託契約

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、CARF 及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
マネージングディレクター	岡 映	akiroka@tohmatsu.co.jp
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	津崎 祐美	yutsuzaki@tohmatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohmatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global") 、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束されることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーフームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中に記載する意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301